

## 県境交流支援事業実施要領

### (目的)

第1条 天草・出水県際交流促進協議会構成市町（天草市、上天草市、苓北町、出水市、阿久根市及び長島町）の小学生、中学生及び高校生（以下「小中高生」という。）を対象に、小中学校及び高校（以下、小中学校等という）が行う県境を越えた両地域での社会見学等（遠足、文化・スポーツイベント及び天草・出水県際交流促進協議会長（以下「会長」という。）が認めるものを含む。）を支援することにより、小中高生が両地域に対する理解を深め、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現を図るために必要な交流事業を推進する。

### (助成内容)

第2条 県境を越えた両地域での社会見学等を行う小中高生に対し、本事業予算額（以下「予算額」という。）の範囲内において、天草地域と出水地域を結ぶフェリーの旅客運賃及び車両運賃の実費全額を助成する。

この場合において、車両は、必要最小限の台数とし、団体割引等の割引を適用する場合は、当該運賃とする。また、他団体等からの同様の助成がある場合は、当該助成額を控除した額とする。

2 小中高校生が参加する県境を越えた両地域での、文化、スポーツの大会を実施する団体に対し、予算額の範囲内において、事業運営費の2分の1以内の額（10万円を限度とする。）を助成する。

### (利用方法)

第3条 助成を受けようとする者は、原則としてあらかじめ県境交流支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）を、各市町を經由して会長に提出しなければならない。

2 会長は、助成を決定したときは、当該申請をした者に対し、県境交流支援事業助成承認書（別記第2号様式）を交付する。

3 前項の交付を受けた者は、終了後、速やかに県境交流支援事業助成金実績報告書兼支払請求書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

### (雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成22年7月16日から施行する。

この要領は、平成28年8月19日から施行する。

## 県境交流支援事業に関する申し合わせ事項

- 1 県境交流支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第2条の「社会見学等を行う小中高生」について、スポーツ大会の場合は、選手として登録されている者を対象とする。
- 2 実施要領第2条の「両地域を結ぶフェリーの旅客運賃及び車両運賃の実費全額を助成する。」については、各種割引（往復割引、団体割引等）を適用した金額を助成するものとする。
- 3 実施要領第2条第2号の「車両は必要最小限の台数とする。」については、普通車2台以内又はマイクロバス等（大型バス等も含む）は1台とする。
- 4 実施要領第3条第1項の「助成を受けようとする者は、原則としてあらかじめ県境交流支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）を、各市町を經由して会長に提出しなければならない。」については、本協議会の当該年度事業計画及び予算が確定していない場合であっても、あらかじめ申請書を提出してもらうこととする。  
なお、その場合は、本協議会の当該年度事業計画及び予算が確定後、速やかに助成承認書を送付し、その後、実績報告・支払請求の手続きを行うものとする。